

協会けんぽ徳島だより

2023
7月

定期健康診断（事業者健診）の結果をご提出ください

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進に向けた取り組みの一つとして、事業所様で実施されている定期健康診断の結果データ取得を推進しております。健診結果データ提供にご協力をお願いいたします。

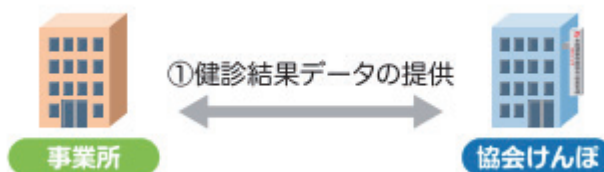
※定期健診結果を協会けんぽ（医療保険者）にご提供いただくことは法律（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）に定められています。提供いただくこと…

- ・保健師による**無料の特定保健指導**をご利用いただけます。
※特定保健指導…生活習慣病の発症リスクが高い方に生活習慣を見直すサポートをいたします。
- ・生活習慣病の発症を防ぐことで、労働力・生産性の確保ができ、人手不足の対策ができます。
- ・健診結果の提供・特定保健指導の利用により、短期的・長期的にも**保険料率の引き下げ**に寄与します。

I 対象者 40歳から74歳までの定期健康診断を受診された協会けんぽ加入者の方（協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方のご提供は必要ありません。）

II 提供方法

**A 事業所様から
直接提供いただく方法**
（健診結果の写し等）



B 健診機関からデータ提供いただく方法（2パターン）

① 契約

健診機関が協会けんぽへ健診結果を提供する旨を含んだ契約



② 定期健診の受診



皆様の取り組みで、保険料が変わります！ーインセンティブ制度ー

- ・協会けんぽの加入者及び事業主の皆様が**健康づくりに取り組む（5つの指標）**ことで、インセンティブ（報奨金）が付与され、翌々年度の都道府県ごとの健康保険料に反映される制度。（例：令和3年度の取り組み実績→令和5年度の保険料率に反映）
- ・この取り組みを行い、**上位15位以内**にランクインした支部に報奨金が付与され、その報酬金に応じて**保険料が下がる！**
- ・徳島支部の令和3年度取り組み結果は**全国第24位**→令和5年度保険料率への**インセンティブ付与はなし**。

5つの指標

- ① 特定健診の実施率※
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 要治療と診断された方の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

※事業者健診結果データを提供いただくことにより、実施率に加算することができます。

5つの取り組みへのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします！

詳しくはこちら→



被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、 「健康保険 被扶養者(異動)届」のご提出をお忘れなく！

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和4年10月から11月にかけて被扶養者資格の再確認をさせていただきました。

ご多忙なところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 被扶養者資格の再確認を行った結果について

- ◆被扶養者から削除(※)となった人：約**7.8万人**【令和5年3月31日現在】
 - ◆被扶養者の削除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**9億円**程度
- (※)被扶養者から削除となった理由は、就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者を削除する届出を年金事務所へ提出していないというものが大半でした。



2. 被扶養者の削除にかかる届出はその都度必要です。

被扶養者が、被保険者により主として生計を維持されなくなった場合や、就職して健康保険の資格を取得した場合等、被扶養者の要件を満たさなくなった際は、事実発生から5日以内に被保険者が事業主を経由して「健康保険 被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

誤って保険証を使用した場合、協会けんぽが負担した医療費(窓口負担3割の場合、7割部分)を後日お返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

3. 健康保険被扶養者(異動)届の提出先

日本年金機構事務センターまたは管轄の年金事務所へご提出ください。

被扶養者の認定要件及び手続方法については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



ジェネリック医薬品を使用すると、どれくらい安くなるの？

第4回 带状疱疹

加齢やストレス、過労などにより免疫力が低下すると、痛みを伴う発疹(水膨れ)が発生する「带状疱疹」が起こりやすくなります。夏は暑さやストレスで、带状疱疹が出やすい季節です。誰もが発症する可能性のある「带状疱疹」のお薬にも、ジェネリック医薬品があります。

価格差例	先発医薬品 薬価	ジェネリック医薬品 薬価	差額(1日あたり)	差額(1か月あたり)
1日2回、 1回1錠の場合	497円(1日)	366円~213円(1日)	131円~284円	4,061円~8,804円

※表中の価格は薬価の全額(10割負担)で計算していますので、窓口で支払う負担額はこちらの通りではありません。

※用量、薬価は一例です。同じ有効成分のジェネリック医薬品でも、メーカーによって価格は異なります。

※自己負担分は四捨五入され10円単位での支払いになります。

※上記は薬価のみを計算したものであり、実際に支払う医療費には、調剤基本料や薬剤管理指導料、薬剤情報提供料などが含まれます。



全国健康保険協会 徳島支部
協会けんぽ

〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目11 ニッセイ徳島ビル7F
☎088-602-0250(代表)

協会けんぽ 徳島

